

広島県病院事業職員給与規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県病院事業管理規程第八号

広島県病院事業職員給与規程

(趣旨)

第一条 この規程は、広島県病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十年広島県条例第三十八号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、病院事業職員の給与に關し必要な事項を定めるものとする。

(給与の額及び支給方法)

第二条 病院事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の額、支給条件及び支給方法は、この規程に定めるもののほか、職員の給与に關する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に關する条例（平成十五年広島県条例第一号）の適用を受ける者の例による。

(給料表)

第三条 給料表の種類及びその適用範囲は、次に掲げるとおりとする。

一 行政職給料表 他の給料表の適用を受けないすべての職員

二 医療職給料表

イ 医療職給料表(一) 病院に勤務する医師（指定職職員を除く。）及び歯科医師

ロ 医療職給料表(二) 病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、心理療法士及び胚培養士

ハ 医療職給料表(三) 病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師

ニ 指定職給料表 指定職職員

2 前項第一号及び第二号イからハまでの給料表は、それぞれ給与条例第四条第一項第一号及び第五号に規定する給料表の例によるものとし、前項第二号ニの給料表は、別表第一のとおりとする。

3 第一項の給料表の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第二に定める級別標準職務表と、これに基づく級別職務区分表に定めるとおりとする。

4 前項の級別職務区分表は、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

5 管理者は、指定職職員の号給を、その者が従事する業務に応じて決定する。

(給料の調整額)

第四条 病院に勤務する病理細菌技術者及び診療放射線技術者に対しては、給料の調整額を給与条例の適用を受ける者の例により支給する。

2 前項の職員の給料の調整額は、当該職員に適用される別表第三上欄の職務の級にに応じて

同表下欄の調整基本額に調整数二を乗じて得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号）第二条第一項の規定により定められたその者の勤務時間を、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（初任給調整手当）

第五条 初任給調整手当の額は、給与条例の適用を受ける者の例による。ただし、医師のうち医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修の修了の日（次項において「医師臨床研修修了日」という。）の翌日から三年を経過しない職員又は歯科医師のうち歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修の修了の日の翌日から一年を経過しない職員については、給与条例第九条の二第一項第二号に定める額とする。

2 前項に規定する職員のうち医師臨床研修修了日の翌日から三年を超えない期間において採用された者の医師臨床研修修了日の翌日から三年を経過した日以後の初任給調整手当の額は、初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）第六条第一項の規定中「採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた」とあるのは、「採用の日又は第四条第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日から三年を経過した日以後の期間の区分に応じた」と読み替えて適用する同項の規定により算定した額とする。

（特殊勤務手当の種類）

第六条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当
- 二 放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当
- 三 夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当
- 四 衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当
- 五 精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当
- 六 救急医療業務従事職員の特殊勤務手当
- 七 分べん業務従事職員の特殊勤務手当

（防疫等作業従事職員の特殊勤務手当）

第七条 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当は、防疫等作業に従事する職員が次に掲げる感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したときに支給する。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四

号) 第六条第二項及び第三項(第二号を除く。)に規定する感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症

二 検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)第二条に定める感染症(前号に該当するものを除く。)

三 結核(常時患者、死者及び病原体汚染物件に接触する場合に限る。)

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。

(放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

第八条 放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 診療エックス線の照射(撮影を含む。以下この条において同じ。)及びその補助作業

二 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二条に規定する放射線(エックス線を除く。)を人体に対して照射する作業及びその補助作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百三十円とする。ただし、同項第一号に掲げる作業に従事した件数が五十件を超える月における当該作業に従事した日の額は、診療エックス線の照射一件につき二円六十銭(撮影及び透視にあつては、一件につき一円三十銭)にその日の当該作業に従事した件数を乗じて得た額(その額が二百三十円に満たないときは二百三十円)とする。

(夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当)

第九条 夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 病院の病棟に勤務する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。以下この条において同じ。)に於いて行われる看護等の業務に従事したとき。

二 病院の病棟に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し、管理者が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当は、勤務一回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる業務 次に掲げる額

イ 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千三百円

ロ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二千九百円

ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円

二 前項第二号に掲げる業務 千二百四十円

3 勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とする管理者が認める場合における第一項第一号の業務に係る特殊勤務手当の額については、当分の間、前項第一号の規定にかかわらず、同号に定める額に千四百四十円の範囲内で当該事情に応じて管理者が定める額を加算した額とする。

(衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当)

第十条 衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当は、病院に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師が、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条（同条に基づき厚生労働省令に定められた生理学的検査を除く。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二条第二項に掲げる検査の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百三十円とする。

（精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当）

第十一条 精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当は、県立広島病院に勤務する次に掲げる職員が、その業務に従事したときに支給する。

一 精神病患者の診療に直接従事する医師

二 精神病棟に勤務し、看護等の業務に従事する看護師及び准看護師

三 精神病棟に勤務し、心理療法の業務に従事する医療技術職員

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百三十円とする。

（救急医療業務従事職員の特殊勤務手当）

第十二条 救急医療業務従事職員の特殊勤務手当は、第十六条第一号の宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた次の各号に定める医師が当該各号に定める業務に従事したときに支給する。

一 県立広島病院に勤務する医師のうち管理者が定める者が、救命救急センターにおいて管理者が定める救命救急医療業務に従事したとき

二 県立安芸津病院に勤務する医師が、当該病院が病院群輪番制病院運営事業の当番病院である日において管理者が定める救急医療業務に従事したとき

2 前項の手当の額は、日直勤務を命ぜられた医師にあつては当該勤務一回につき一万円、宿直勤務を命ぜられた医師にあつては当該勤務一回につき一万五千円とする。

（分べん業務従事職員の特殊勤務手当）

第十三条 分べん業務従事職員の特殊勤務手当は、県立広島病院に勤務する医師のうち次の各号に定める者が当該各号に定める業務に従事したときに支給する。

一 産科、婦人科又は生殖医療科に勤務する医師が、管理者の定める時間帯の全部又は一部において分べん介助の業務に従事したとき。

二 新生児科に勤務する医師が管理者の定める時間帯の全部又は一部において分べんに立ち会い、引き続き当該分べんにより出産した新生児の診療等に従事したとき（当該新生児が新生児集中治療室に入院した場合に限る。）。

2 前項の手当の額は、同項各号に定める業務一件（多胎分べんに係るものも一件とする。）につき一万円とする。

（特殊勤務手当実績簿）

第十四条 特殊勤務手当の支給については、特殊勤務に係る実績簿に所要事項を記入し、これに基づいて支給するものとする。

2 前項の特殊勤務に係る実績簿のうち、夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当について

は別記様式第一号に、精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当については別記様式第二号に、救急医療業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第三号に、分べん業務従事職員の特殊勤務手当については別記様式第四号によるものとし、それ以外の特殊勤務手当については、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十四号）の規定の適用を受ける者の例による。

（併給禁止）

第十五条 第四条の規定により給料の調整額を支給される職員には、第六条第一号、第二号及び第四号の特殊勤務手当は支給しない。

2 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の支給される日については、衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当は支給しない。

（宿日直手当）

第十六条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる勤務に応じ、その勤務一回につき、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。

一 入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務又は日直勤務
二万円

二 入院患者の管理等のための宿直勤務又は日直勤務
七千二百円

三 前二号以外の宿直勤務又は日直勤務
四千二百円

（管理職手当）

第十七条 管理職手当を支給する職及びその職を占める職員の管理職手当の区分は、別表第四のとおりとする。

（管理職員特別勤務手当）

第十八条 管理職員特別勤務手当の額は、勤務一回につき、前条に規定する職を占める職員にあっては管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年広島県人事委員会規則第十八号）第三条の例によるものとし、指定職職員にあっては一万八千円とする。ただし、勤務に従事した時間が六時間を超える場合は、それぞれの額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

（期末手当等）

第十九条 期末手当基準日以前三箇月以内（期末手当基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間において、給与条例の適用を受ける者（給与条例附則第五項に規定する者を含む。次項において同じ。）として在職した期間は、その者が引き続き職員（指定職職員を除く。次項及び次条第五項において同じ。）となった場合に限り、当該在職した期間を期末手当の額の算定の基礎となる職員として在職した期間として通算することができる。

2 勤勉手当基準日以前六箇月以内の期間において、給与条例の適用を受ける者として在職した期間は、その者が引き続き職員となった場合に限り、当該在職した期間を勤勉手当の額の算定の基礎となる職員として在職した期間として通算することができる。

(期末特別手当)

第二十条 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、次の各号に掲げる区分に従い、基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内。第五項において同じ。）の期間におけるその者の在職期間に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ管理者が定める額を減じて得た額）とする。

- 一 三月一日に係る期末特別手当
 - イ 在職期間が三箇月の場合 百分の四十五
 - ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の三十六
 - ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の二十七
 - ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の十三・五
- 二 六月一日に係る期末特別手当
 - イ 在職期間が三箇月の場合 百分の百四十
 - ロ 在職期間が二箇月十五日以上三箇月未満の場合 百分の百十二
 - ハ 在職期間が一箇月十五日以上二箇月十五日未満の場合 百分の八十四
 - ニ 在職期間が一箇月十五日未満の場合 百分の四十二
- 三 十二月一日に係る期末特別手当
 - イ 在職期間が六箇月の場合 百分の百五十
 - ロ 在職期間が五箇月以上六箇月未満の場合 百分の百二十
 - ハ 在職期間が三箇月以上五箇月未満の場合 百分の九十
 - ニ 在職期間が三箇月未満の場合 百分の四十五
- 2 前項の管理者が定める額は、期末特別手当の支給を受ける指定職職員が同項に規定する在職期間において地方公務員法第二十九条第一項の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に、前項各号の区分に従い、その者の同項に規定する在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。
- 3 第一項の期末特別手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した指定職職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において指定職職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（管理者が定める職員以外の職員にあっては、その額に給料月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。
- 4 期末特別手当の支給については、給与条例第十八条の二及び第十八条の三の規定を準用する。この場合において、給与条例第十八条の二中「前条第一項」とあるのは「条例第五条第一項」と、同条及び第十八条の三中「期末手当基準日」とあるのは「基準日」と、「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と、「期末特別手当」と、「期末手当支給日」とあるのは「期末特別手当支給日」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 5 職員が、基準日以前三箇月以内の期間において引き続き指定職職員となった場合は、

職員として在職した期間は、第一項に規定する在職期間とみなす。

(臨時的任用職員等の給与)

第二十一条 臨時的任用職員等の給与の額及び支給方法については、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において職員の給与との均衡を考慮して管理者が定める。

(退職手当)

第二十二條 職員の退職手当の支給に関しては、職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関する規則(昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号)の適用を受ける者の例による。

2 前項の場合において、県立広島病院長の職にあつた者の基礎在職期間のうち当該職にあつた期間については、職員の退職手当に関する条例第六条の四第一項第一号の第一号区分に属していたものとして退職手当の調整額を算定する。

3 第一項の場合において、退職日給料月額又は特定減額前給料月額が別表第一に定める指定職給料表四号給の額に相当する額である者に対する職員の退職手当に関する条例第五条の三の規定の適用については、同条の表中「退職日給料月額に应じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」及び「特定減額前給料月額に应じて百分の二を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の一」とする。

(専従休職者の給与)

第二十三條 地方公営企業法等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律二百八十九号)第六条第一項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

(扶養手当の届出等に関する経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)に第二条に規定する職員となつた者について、当該者から施行日の前日までに知事その他の任命権者に対してなされていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る届出(施行日において届出の内容に異動のないものに限る。)その他の行為は、施行日において管理者に対してなされたものとみなす。

3 前項の場合において、施行日の前日までに知事その他の任命権者が認定、確認その他の行為を行った事実、手当の月額等は、施行日において管理者が認定、確認その他の行為を行った事実、手当の月額等とみなす。

別表第一(第三条関係) 指定職給料表

号給	給料月額
一	七二八、〇〇〇円
二	七八四、〇〇〇円

三	八四三、〇〇〇円
四	九二二、〇〇〇円

別表第二（第三条関係） 級別標準職務表

イ 行政職給料表級別標準職務表

一級

主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

二級

高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職の職務

三級

1 主任の職務又はこれに相当する職の職務

2 主任主事若しくは主任技師の職務又はこれに相当する職の職務

四級

本庁の主査の職務又はこれに相当する職の職務

五級

本庁の主任主査の職務又はこれに相当する職の職務

六級

1 本庁の室長の職務又はこれに相当する職の職務

2 本庁の調整監の職務又はこれに相当する職の職務

七級

本庁の課長の職務又はこれに相当する職の職務

八級

本庁の部長の職務又はこれに相当する職の職務

県立広島病院の事務局長の職務

ロ 医療職給料表(-)級別標準職務表

一級

医療業務に従事する医師又は歯科医師の職務

二級

1 病院の副部長の職務

2 県立安芸津病院の主任部長の職務

3 困難な医療業務に従事する医師又は歯科医師の職務

4 1から3に掲げる職務に相当する職務

三級

1 病院の主任部長の職務

2 県立広島病院の部長の職務

3 病院の副部長の職務のうち、管理者が認めるもの

- 4 県立安芸津病院の副院長の職務
- 5 県立安芸津病院の主任部長の職務のうち、管理者が認めるもの
- 6 1から5に掲げる職務に相当する職務

四級

- 1 県立広島病院の副院長の職務
- 2 病院の主任部長の職務のうち、管理者が認めるもの
- 3 県立広島病院の部長の職務のうち、管理者が認めるもの
- 4 県立安芸津病院の病院長の職務
- 5 県立安芸津病院の副院長の職務のうち、管理者が認めるもの
- 6 1から5に掲げる職務に相当する職務

ハ 医療職給料表(二)級別標準職務表

一級

栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、心理療法士及び胚培養士（以下「栄養士等」という。）の職務

二級

- 1 薬剤師の職務
- 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士等の職務

三級

主任技師の職務又はこれに相当する職の職務

四級

主任の職務又はこれに相当する職の職務

五級

- 1 県立広島病院の副技師長の職務又はこれに相当する職の職務
- 2 県立広島病院の係長の職務又はこれに相当する職の職務

六級

県立広島病院の薬剤科の副部長の職務又はこれに相当する職の職務

七級

県立広島病院の薬剤科の部長の職務

ニ 医療職給料表(三)級別標準職務表

一級

准看護師の職務

二級

- 1 看護師の職務
- 2 保健師の職務又は助産師の職務
- 3 相当の経験を必要とする准看護師の職務のうち、管理者が認めるもの

三級

- 1 主任技師の職務又はこれに相当する職の職務
 - 2 困難な業務に従事する看護師、助産師又は保健師の職務のうち、管理者が認めるもの
- 四級
主任の職務又はこれに相当する職の職務
- 五級
1 副看護師長の職務又はこれに相当する職の職務
2 看護専門員の職務
- 六級
1 県立広島病院の副看護部長の職務又はこれに相当する職の職務
2 看護師長の職務又はこれに相当する職の職務
- 七級
1 県立広島病院の副院長の職務
2 県立広島病院の部長の職務又はこれに相当する職の職務

別表第三（第四条関係）

職務の級	調整基本額
一級	六、二〇〇円
二級	八、〇〇〇円
三級	九、一〇〇円
四級	九、七〇〇円
五級	一〇、五〇〇円
六級	一一、三〇〇円
七級	一二、二〇〇円

別表第四（第十七条関係）

組織	職	区分
本庁	事務部長	二種
	課長	三種
県立広島病院	事務局長	二種
	副院長	
	看護部長	
	次長	三種
県立安芸津病院	院長	二種
	事務長	四種

(別記)

様式第1号 (第14条関係)

夜間看護業務等従事実績簿

平成 年 月分		所属	職名	氏名	通勤距離	k m	
認印	日	勤務状況			加算	第1項 第2号 業務	備考
		2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上			
	1						
	2						
(中 略)							
	30						
	31						
計							

注 1 勤務状況の欄には、それぞれ該当するものに○印をすること。

2 加算の欄には、広島県病院事業職員給与規程第9条第3項の規定に該当する場合に○印をすること。

3 第1項第2号業務の項には、広島県病院事業職員給与規程第9条第1項第2号の規定に該当する場合に○印をすること。

様式第2号（第14条関係）

精神病患者診療業務等従事実績簿

平成 年 月分		所属	職名	氏名
認印	日	業 務 の 内 容		備 考
	1			
	2			
(中 略)				
	30			
	31			
計				

様式第3号（第14条関係）

救急医療業務従事実績簿

平成 年 月分		所属	職名	氏名	
認印	日	業務の内容	宿直又は日直の別	患者数	備考
	1		宿直 ・ 日直		
	2		宿直 ・ 日直		
(中 略)					
	30		宿直 ・ 日直		
	31		宿直 ・ 日直		
計					

注 1 宿直又は日直の別の欄には、それぞれ該当するものに○印をすること。

2 患者数の欄には、広島県病院事業職員給与規程第12条第1項の規定による救命救急医療業務又は救急医療業務に係る患者数を記入すること。

様式第4号（第14条関係）

分 べ ん 業 務 従 事 実 績 簿

平成 年 月分		所属	職名	氏名		
認印	日	業務の内容	妊婦の氏名	分べん業務従事時間	従事した他の医師	備 考
				自 時 分 至 時 分		
				自 時 分 至 時 分		
(中 略)						
				自 時 分 至 時 分		
				自 時 分 至 時 分		
計						

- 注 1 1件（多胎分べんの場合も1件とする。）の分べん業務ごとに記入すること。
- 2 分べん業務従事時間の欄には、分べん業務に従事した時間（新生児科の医師にあっては、当該分べんに立ち会った時間を起点とし、分べん直後に新生児の治療に当たり新生児集中治療室に入院させるまでの時間）を記入すること。
- 3 従事した他の医師の欄には、分べん業務に共同で従事した医師（手当の対象者に限る。）の氏名を記入すること。